

# れんごう

## 県央地協

2021. 2. 10  
 2021年度 第2号 通算 245号  
**連合県央地域協議会** (連合県央地協)  
 〒955-0044 三条市南四日町 1-15-8  
 三条市勤労青少年ホーム(ソレイユ三条)内  
 TEL 0256-32-6363 FAX 0256-32-6490  
 e-mail : rengousk@fancy.ocn.ne.jp  
 URL : http://rengo-kenoh.net/

## 県央エリア5市町村へ 2021年度予算にかかわる政策制度要請

連合県央地協は、主要活動の一つである県央エリア5市町村への次年度予算にかかわる政策制度要請を昨年の12月15日と22日に実施し、各首長に対し、それぞれ11分野(①労働行政・雇用対策、②保育施設・子育て支援、③介護・高齢者福祉や障がい者福祉、④教育条件整備、⑤男女平等政策、⑥道路行政・交通運輸緩和施策、⑦食料・農林業政策、⑧非核平和行政、⑨防災・安全行政、⑩医療体制、⑪その他)にわたる要請書を提出。地協からの要請内容の説明後、首長より見解をいただき、意見交換を行いました。

**燕市** 要請日時：12月15日(火) 13:30～14:15  
 出席者：<地協> 海津議長、山崎燕支部長など5名  
 <燕市> 鈴木市長など4名



燕市へは、トータル69項目を要請。意見交換の中で当方より、このウイルス禍における企業および労働者への支援や課題となっている地域医療について、鈴木市長より県央エリアのリーダーとして旗を振ってほしいとお願いしたのに対し市長からは、「市単独でできることばかりではないので、県に任せきりではなく、地域でも他市町村と連携して取り組んで行く」との返答がありました。

**弥彦村** 要請日時：12月15日(火) 14:45～15:45  
 出席者：<地協> 海津議長、山崎燕支部長など5名、  
 板倉弥彦村議  
 <弥彦村> 小林村長など7名



弥彦村へは、トータル48項目を要請。先方からは新型コロナウイルス感染症について、昨日の定例会において、感染者や医療従事者などの人権を最大限に尊重した県内初の「新型コロナウイルス感染症患者等の人権保護条例」を制定したことや、このウイルス禍の中で大打撃を受けている弥彦村に多く存在する観光業(宿泊業や飲食業)の現状について報告がありました。

本年も県央地協の諸活動へのご協力をよろしくお願い申し上げます



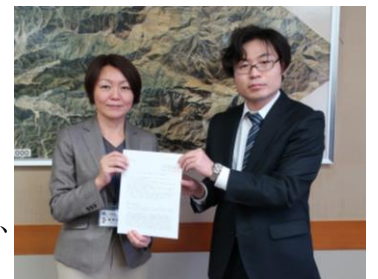
**三条市** 要請日時：12月22日(火) 10:00～11:30  
 出席者：<地協> 海津議長など7名、酒井・岡本両三条市議  
 <三条市> 滝沢市長など10名

三条市へは、トータル81項目を要請。滝沢市長は、新型コロナウイルス感染症対策などに言及された後、この県央エリアの「燕三条産業カレンダー」について、「特に若年の労働者はこのカレンダーをどのように捉えているか?カレンダーの年間休日日数をみて三条市以外の近隣地域で働こうという方もいるか?」といった質問をはじめ、いくつか地協へ投げかけられ、様々な意見交換を行うことができました。



**加茂市** 要請日時：12月22日(火) 13:00～14:00  
 出席者：<地協> 海津議長、平井加茂支部長など7名  
 <加茂市> 藤田市長、五十嵐副市長

加茂市へは、トータル57項目を要請。地協より、市民の命と財産を守るための新たな防災計画の策定をお願いしたのに対し藤田市長は、昭和44年の加茂川の豪雨災害、平成23年のダムの放流などの出来事を振り返り、「防災計画は平成7年から改定してこなかったが、今年度中に新たなものができる」とし、「避難所の新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策についても取り組んでいく」と述べました。



**田上町** 要請日時：12月22日(火) 14:30～15:30  
 出席者：<地協> 海津議長、平井加茂支部長など3名  
 <田上町> 佐野町長、鈴木総務課長

田上町へは、トータル55項目を要請。佐野町長は数々の要請項目の中で、主に新型コロナウイルス感染症の関連について触れ、解雇などでこのウイルス禍の影響を受けた町民をはじめ、宿泊業(湯田上温泉の旅館等)や飲食業などへの支援策を打ち出したことや、米需要の低下に直面した農業従事者に対し事業継続の下支えを行うなど、講じてきた様々な支援策や取り組みについての報告がありました。



### 連合県央地協 2021 春季生活闘争の主な取り組み予定

- <単組代表者会議> 3月1日(月) 18:15～ 燕三条地場産センター リサーチコア7階
- <総決起集会> **開催中止**
- <連合新潟会長 単組激励訪問> 3月8日(月) 1産別4単組を訪問予定
- <経営者団体・労働関係機関への申し入れ> 3月中旬に商工会議所、ハローワーク、労基署を訪問予定
- ※連合新潟 中小地場総決起集会 3月27日(土) 10:00～ 新発田市生涯学習センター・講堂

# 雇用環境の改善や生活水準の向上へ

## 2021春季生活闘争の課題など街頭で訴える

連合県央地協は2月9日～10日の2日間、2月24日、25日の両日に開設する連合全国一斉労働相談ホットラインや今後本格化する2021春季生活闘争の取り組みなどを周知する街頭宣伝行動を展開しました。

9日はイオン県央店前の交差点付近で停止街宣を実施。弁士の県央地協担当・岡島連合新潟副会長(日教組・新教組)は、

主として2021春季生活闘争について触れ、県央の地場産

業に携わる方々の取り組みを紹介しながら、安心して働き続けられるだけの雇用・職場環境と安心して生活できる賃金水準の確保の重要性などを訴えられました。

同じく弁士として駆けつけた高倉県会議員(燕市西蒲原郡選挙区選出)は、都市と地方の賃金格差や東京一極集中の打破、命と暮らしを守るための政策実現、「安定雇用と安定賃金こそが『働くことを軸とする安心社会』に直結する」、杉井県会議員(三条市選挙区選出)は、このウイルス禍の今春季生活闘争において、みんなの生活や社会がより良くなるようその成果に期待され、新型コロナウイルス感染症による県内の解雇や雇止めが1,400人に達したことに言及し、「どうしたら県民の暮らしを守っていきけるのか」等、引き続き県議会で議論していくといった決意も述べられました。

翌10日は、連合の取り組みを音源より周知する流し街宣を実施し、自治労・三条市労連より協力をいただきました。比較的人々が多く点在する県央エリアの主要道やスーパーマーケット付近をはじめ、労働者や経営者へ周知するため工業団地も回り、市民へ我々の取り組みをアピールしました。



岡島連合新潟副会長の訴え



連合新潟の新たな街宣車でアピール

## 連合新潟 2021春季生活闘争方針の概要

■2021春季生活闘争の意義と目的は、誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備と分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組み、「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」の実現をめざすものである。

・賃金は労働の対価であると同時に、経済や社会基盤を支える財源でもある。これから感染症対策とともに経済を再生していく過程においては、雇用の確保を大前提に、社会全体で雇用を維持・創出すると同時に、「底上げ」「底支え」による所得の向上と、社会基盤を支える中小企業や有期・短時間・契約等労働者の「格差是正」を実現することで、将来不安を払拭し、個人消費を喚起し、内需を拡大させていくことが不可欠となる。

・2021春季生活闘争においても、生産性三原則(労使協議・公正分配・雇用拡大)にもとづいた「賃上げ」「働き方の見直し」を求めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に一体的に取り組むことで、誰もが安心・安全に働くことのできる環境を整備していく。

■「賃上げ」については、引き続き月例賃金の絶対額の引き上げにこだわり、「賃金水準の追及」と「働きの価値に見合った水準」へ取り組む。同時に企業内で働くすべての労働者の生活の安心・安定と産業の公正基準を担保するため、企業内最低賃金の協定化に取り組む。

・賃上げの水準は、すべての組合は定期昇給相当分(2%)の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げ(ベースアップ)に取り組む。なおベースアップ要求は2014年から8年連続となる。

・組合員300人未満の中小組合については、定期昇給相当分は生活水準保障でもあり必ずこれを確保する。そのうえで社会横断的水準到達への賃金引き上げを求める。

・賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、4,500円(連合賃金実態調査の集計での1年・1歳差)を定期昇給分として、そこに連合加盟組合平均賃金水準(約300,000円)の2%相当額6,000円を賃上げ分(ベースアップ)としてプラスし、10,500円以上を目安に賃金の引き上げを求める。

※先行組合の回答のヤマ場は3月中旬、中小組合は3月下旬から4月上旬となる予定。

■「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直しについては、健康で働き続けられる労働時間やワーク・ライフ・バランス社会の実現、また安心して育児・介護・治療と仕事の両立など、個々人のニーズにあった多様な働き方と処遇と働きがいある職場の構築に取り組んでいく。

・長時間労働の是正にむけて、改正労働基準法等の職場定着をはかるため、36協定の点検・見直しなどを行う。

・年次有給休暇取得促進を推進し、計画的付与の導入などの方策について労使間で協議を行う。

・職場における均等待遇実現にむけて、有期・短時間・契約等労働者の労働条件を確認し、正規雇用労働者との間に不合理な待遇差がある場合は、是正に取り組む。

■今後は、「誰もが希望を持てる社会を実現!安心・安全に働ける環境整備と「底上げ」「底支え」「格差是正」で」のスローガンのもと、決定した闘争方針に従い、連合新潟、構成組織、加盟組合、地域協議会が一体となって闘争を進めていく。

連合 全国一斉集中労働相談ホットライン

雇用 SOS ちょっと待った! その解雇・雇止め



2021年2月24日(水)・25日(木) 10:00~19:00

フリーダイヤル いこうよ れんごうに 相談無料 秘密厳守 携帯・スマホOK 0120-154-052

毎月05日は れんごうの日